告示

○金融庁告示第十号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正し、平成三十年三月三十一日から適用する。

平成三十年三月十四日

金融庁長官　森　信親

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行における四半期の開示事項） **第六条**　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。	（銀行における四半期の開示事項） **第六条**　［同上］
［号を削る。］	一　単体総自己資本比率
［号を削る。］	二　単体Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	三　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	四　単体における総自己資本の額
［号を削る。］	五　単体におけるＴｉｅｒ１資本の額
	六　単体における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額
［号を削る。］	七　単体総所要自己資本額
［略］	八　［同上］
［略］	九　［同上］
［略］	十　［同上］
［略］	十一　［同上］
［略］	十二　［同上］
六　自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項	［号を加える。］

2　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］	［一・二　同上］
三　単体レバレッジ比率に関する事項	［号を加える。］

3　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［号を削る。］	一　連結総自己資本比率
［号を削る。］	二　連結Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	四　連結における総自己資本の額
［号を削る。］	五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額
	六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額
［号を削る。］	七　連結総所要自己資本額
［略］	八　［同上］
［略］	九　［同上］
［略］	十　［同上］
四　自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項	［号を加える。］

4　第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲

［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］